明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書（一七）　二
〔省　令〕
○大学設置基準等の一部を改正する省令（文部科学三四）　四
〔告　示〕
○事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針を定める件（内閣府二七六）　六
○所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の効力発生に関する件（外務三四八）　三
○所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書によって改正される条約に関する書簡の交換に関する件（同三四九）
○専門職大学院に関し必要な事項について定める件の一部を改正する告示（文部科学一六三）　三
○大学が国際連携学科を設ける場合について定める件（同一六四）
○大学院が国際連携専攻を設ける場合について定める件（同一六五）
○短期大学が国際連携学科を設ける場合について定める件（同一六六）
○専門職大学院が国際連携専攻を設ける場合について定める件（同一六七）
○国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項について定める件（同一六八）
○国際連携専攻を設ける大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学院と協議する事項について定める件（同一六九）
○国際連携学科を設ける短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国短期大学と協議する事項について定める件（同一七〇）
○国際連携専攻を設ける専門職大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職大学院と協議する事項について定める件（同一七一）
○学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する告示（同一七二）
〔公　告〕
諸事項
裁判所　破産、免責、再生関係　三三
特殊法人等　独立行政法人種苗管理センター平成二十五事業年度財務諸表、独立行政法人都市再生機構、日本放送協会入札関係　三六
地方公共団体　行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三三
会社その他　三三
会社決算公告　三五

本号で公布された法令のあらまし

◇所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書（条約第一七号）

（外務省）

この議定書は、日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間で課税権の調整等を行うとともに、国際的な脱税及び租税回避行為の防止に資することを目的として、日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の現行の租税条約に、事業利得に関して恒久的施設に帰属する利得を明確化する規定、税務当局間の相互協議に係る仲裁手続及び徴収共助に係る規定等を新たに設けるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　現行条約第二条を改め、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、復興特別法人税及び住民税に適用することを規定する。（第一条関係）

2　現行条約第七条を改め、恒久的施設に帰属する利得は、企業が当該恒久的施設等を通じて果たす機能、使用する資産及び引き受ける危険を考慮した上で、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う分離し、かつ、独立した企業であるとしたならば、特に当該企業の他の構成部分との取引においても、当該恒久的施設が取得したとみられる利得とすることについて規定する。（第二条関係）

3　現行条約第九条を改め、一〇年以内に更正のための調査を開始しない場合には、移転価格税制に係る更正をしてはならないことについて規定する。（第三条関係）

4　現行条約第一〇条を改め、配当に対する源泉地国における課税は、親会社が子会社から受け取る配当については免除され、その他の配当については一〇パーセントを超えない税率により行われることについて規定する。また、親子会社間の株式の保有割合に係る要件を一〇パーセント以上とすることについて規定する。（第四条関係）

5　現行条約第一一条を改め、利子については、一定の場合を除き、源泉地国において課税を免除されることについて規定する。（第五条関係）

6　現行条約第一三条を改め、一定の破綻金融機関の株式の譲渡収益に対しては、破綻金融機関の居住地国において課税することができることについて規定する。（第六条関係）

7　現行条約第二五条に規定を追加し、納税者から申し立てられた事案について、二年以内に両締約国の権限のある当局間で合意によって解決することができない場合、納税者の要請により仲裁に付託することができることについて規定する。（第一〇条関係）

8　現行条約第二六条を改め、国際的な脱税及び租税回避行為に対し一層効果的に対処するため、情報交換に係る規定を国際標準であるＯＥＣＤモデル租税条約に沿った内容とすることについて規定する。（第一一条関係）

9　現行条約に規定を追加し、両締約国は租税債権の徴収につき相互に支援を行うことについて規定する。（第一二条関係）

10　この議定書は、両締約国の国内法上の手続に従って承認されなければならず、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三〇日目の日に効力を生ずる。（第一四条関係）